

平成 21 年度 第 3 回独立行政法人情報通信研究機構契約監視委員会議事概要

<p>開催日時 及び場所</p>	<p>平成 22 年 2 月 17 日（水） 午前 10 時～12 時 50 分  情報通信研究機構麹町第 2・3 会議室</p>
<p>出席委員 (敬称略、50 音順)</p>	<p>有川 博 日本大学総合科学研究所教授 加藤 暢一 公認会計士（新日本有限責任監査法人） 渋谷 道夫 公認会計士（渋谷道夫事務所） 手塚 悟 東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授 名越 秀夫 弁護士・弁理士（生田・名越法律特許事務所） 林 弘 情報通信研究機構監事 藤谷 護人 弁護士（エルティ総合法律事務所） 松井 武久 MTRC 技術経営研究センター所長 松尾 明 青山学院大学会計プロフェッショナル研究科特任教授 松田 修一 早稲田大学ビジネススクール教授</p>
<p>議事概要</p>	<p>1 開 会 2 議 題</p> <p>(1) 契約監視委員会決定運営方針の改正（案）について 委員会の開催及び議決に関する要件（定足数、議決数）の規定を新たに設ける改正案が承認された。</p> <p>(2) 契約監視委員会議事概要（案）について 第 1 回契約監視委員会議事概要の修正案が承認された。 第 2 回契約監視委員会議事概要（案） 委員が抽出した案件と残りの案件の関連性が記載されていないので第 3 回議事概要に記載することになった。（(3)に記載）</p> <p>(3) 平成 20 年度契約案件に対する点検・見直しについて 委員が抽出し、点検・見直しをした 13 件については、委員会として議論し意見を共有した。残り 1300 件弱の契約の点検・見直しについては、情報通信研究機構が委員会からの意見をベースに点検・見直しを行う。 各委員の意見が総務省への報告様式に正確に反映されていないという指摘があり、資料相互間の見直し及び修正することが確認された。 1 者応募・応札の見直しとして業者が特定されるという理由で公募へ安易に移行するのではなく、1 者応募・応札の原因を十分見直す必要があるという指摘等があり、委員会の意見としては、1 者応札を改善することは難しいものがあるという表現に修正した。</p> <p>(4) 平成 21 年度契約における実質的な競争性確保に関する点検・見直しについて 平成 21 年度上半期における高落札率（90%以上）の案件（17 件）</p>

から抽出された1件に関し、委員(2名)による事前ヒアリングの結果が報告され、これをもとに全体で議論し、以下の委員会意見をまとめた。

情報通信研究機構の予定価格の算定は市場価格方式によらざるを得ない案件が多

く、結果として高落札率となっている。

契約金額が少額な案件については、外部有識者の意見を聴くまでの合理性はないものの、一定金額以上の契約予定金額の案件についても、何らかの形で内部統制の構築を検討すべきである。

#### (5)その他

平成21年度契約案件の点検・見直しについては、同年度の全契約案件を行うべく準備作業を進めていたが、改めて総務省へ点検等対象について確認をしたところ、12月以降に契約手続きを開始予定のものが対象となることが判明したが、確認の結果、対象案件がないことから、第3回委員会の議題から削除した。

委員長から情報通信研究機構理事長へ提出する鏡文書について議論を行い、以下の内容に沿って委員長及び事務局で文書を作成することとした。

#### ア 平成20年度契約案件の点検・見直し結果について

a 情報通信研究機構が分類した資料に基づき各契約ごとにサンプルを抽出し、各サンプルについて委員が点検・見直しを行い、委員の意見を委員会として共有化するため全体で議論したこと。

b 上記aで議論し意見集約された、 随意契約の妥当性についての 厳密な検証の必要性 1者応札について仕様内容の適正化等による改善の必要性 仕様内容や入札参加要件の緩和 公告期間や業務等準備期間の確保 契約金額の算定の適正化について

#### イ 平成21年度契約における実質的な競争性確保に関する点検結果について

a 落札率90%以上の契約17件のうち1件をサンプル調査し、その結果について委員会で議論し意見を集約したこと。

b 上記aで議論し意見集約された、 高落札率の原因 内部統制の構築の必要性について

#### 3 今後の開催予定

上記(5)に記載のとおり平成21年度の契約案件については点検・見直しができないことから、3月31日予定の委員会は開催しない。

#### 4 閉 会